

理由

金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第百二条第一項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。